

補助対象事業費の算定が適切でなかったため、補助金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 2485万円

1 補助事業の概要

広島県は、平成29年度から令和元年度までの間に、港湾機能高度化施設整備事業として、地方港湾である厳島港(宮島口地区)において、旅客船ターミナル施設の整備として、設計業務並びに建築工事及び電気設備工事を含む5工事を事業費計24億3257万円(補助対象事業費計4億円、国庫補助金等交付額計2億円)で実施した。

港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱によれば、旅客船ターミナル施設を高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮した構造(以下「バリアフリー構造」)として整備する場合の補助金の額は、バリアフリー構造の施設の整備に要する経費の1/2以内とされている。

同県は、設計業務、建築工事及び電気設備工事のうちの本件ターミナル施設全体で共通的に使用する設備についての工事に係る補助対象事業費については、バリアフリー構造としているトイレ、授乳室、通路等(これらを「バリアフリー部分」)の床面積を本件ターミナル施設全体の延べ床面積で除した割合(以下「面積案分率」)を算出し、業務委託費又は工事費に乗ずるなどの方法により算定することにしていた。また、電気設備工事のうちのバリアフリー部分でのみ使用する設備に係る工事費は全額を補助対象とすることにしていた。

同県は、面積案分率を22.8%と算出し、電気設備工事については、本件ターミナル施設全体で共通的に使用する電灯設備等に係る工事費に面積案分率を乗じた額と、バリアフリー部分でのみ使用するものとした拡声設備及び誘導支援設備に係る工事費とを合計するなどして、また、設計業務及び建築工事についても、同様に面積案分率を用いるなどして、補助対象事業費を計4億円と算定していた。

2 検査の結果

同県は、面積案分率の算出に当たり、バリアフリー部分の床面積や本件ターミナル施設全体の延べ床面積の集計を誤るなどして、適正な面積案分率は11.35%であった。また、電気設備工事のうちバリアフリー部分でのみ使用するものとしていた拡声設備は、本件ターミナル施設全体で共通的に使用するものであった。

したがって、電気設備工事について、拡声設備等を含めた本件ターミナル施設全体で共通的に使用する設備に係る工事費に適正な面積案分率を乗じた額と、バリアフリー部分でのみ使用する誘導支援設備に係る工事費の合計額に基づき、また、設計業務及び建築工事についても、同様に適正な面積案分率に基づき、補助対象事業費を算定すると、本件事業全体の適正な補助対象事業費は計3億5029万円となり、前記の補助対象事業費計4億円との差額4970万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額2485万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
中国地方 整備局	広島県	港湾機能高度 化施設整備	平成29～ 令和元	円 24億3257万 (4億)	円 2億	円 4970万 (4970万)	円 2485万